

3. 電子請求受付システム及び簡易入力システムの留意事項について

(1) 電子証明書について

①電子証明書の有効期間について

電子請求受付システムで初めて請求を行う際に、電子証明書を取得しますが、その有効期間は発行日から1年間となります。

②電子証明書の更新について

- ・有効期間1年が切れる数か月前に、電子請求受付システムの「お知らせ」に更新手続きのメッセージが表示されます。
- ・現在の有効期限が切れる前に発行した場合でも、現在の有効期間は、終了年月日まで反映されます。新しい証明書の有効期限は、現在の証明書の終了年月日から1年間となります。
- ・発行手数料は、有効開始年月日から1年間で2,600円となります。事業所として請求している事業所は、介護給付費から相殺される形で手数料を徴収します。

代理人請求及び、事業所の申し出により、相殺できない事業所は、請求書を出力し、国保連合会の指定口座へ手数料を振込みます。

※ 電子証明書の有効期間が、長い期間残っていた場合でも、発行処理を行うと、新たに電子証明書が発行されます。また、手数料も新たに徴収されてしまうので、この処理は1年に何度も行わないよう注意してください。

※ 電子証明書をインストールしているパソコンを買い変えた場合など、新たなパソコンにて電子請求受付システムにログインし、証明書をインストールすることは可能です。但し、電子証明書発行用パスワードを紛失してしまった場合には、パスワードを再発行し、新たな証明書を取得する必要があります。

(2) パスワードについて

- ・初回登録時に「仮パスワード」を発行しておりますが、任意のパスワードに変更する際は変更後のパスワードを保存することをお勧めします。忘れてしまった場合は、大文字・小文字、半角・全角の区別、スペース等、正しく入力されているか、再度確認してください。それでもログインできない場合は国保連合会へお問い合わせください。

○ お問い合わせの前に

- ・各種マニュアルが国保中央会のホームページよりダウンロードできますので、トラブルシューティング等をご参照ください。
- ・また、電子請求受付システムの【FAQ】画面でも対応策の検索が可能です。内容をご確認ください。

それでも解決しない場合は、国保中央会電子請求ヘルプデスクまたは国保連合会へお問い合わせください。